

第1類 通 規

○ふじみ衛生組合規約

(昭和54年2月8日)
(53総行地第671号)

改正 昭和61年4月1日 60総行地第860号
昭和63年3月31日 62総行地第914号
平成4年8月5日 4総行地第383号
平成18年8月18日 18総行市第328号
平成19年1月30日 18総行市第838号

ふじみ衛生組合規約(昭和35年1月東京都知事許可)の全部を変更する。

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、ふじみ衛生組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、三鷹市及び調布市(以下「組織市」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、ごみ処理場の建設及び経営に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合に議会を置く。

2 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、10人とし、組織市の議会においてその議会の議員のうちから各5人を選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その前任議員の属していた組織市の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、組織市の議員の任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第8条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、組織市の長をもって充て、その互選によってこれを定める。

3 管理者及び副管理者の任期は、組織市の長の任期による。

4 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者が管理者の職務を代理する。

(参与)

第9条 組合に参与2人を置く。

2 参与は、組織市の副市長のうちから管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 参与の任期は、組織市の副市長の任期による。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する組織市の会計管理者をもって充てる。

(補助職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

第4章 組合の経費等

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、組織市の分賦金、補助金その他の収入をもって支弁する。

2 前項の分賦金は、次の各号に定める割合により組織市が負担する。

(1) ごみ処理場の経営に関する経費については、前年のごみ処理量割

(2) ごみ処理場の建設に関する経費については、組合の議会の議決を経て定める割合

(3) 前2号に定めるものを除く組合の経費については、均等割

(委任)

第14条 この規約の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後のふじみ衛生組合同規約第13条第2項第2号の規定は、昭和56年度分以後の分賦金から適用し、昭和55年度分の同号に規定する分賦金については、組合の議会の議決を経て定める割合とする。

附 則 (昭和61年4月1日60総行地第860号)

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日62総行地第914号)

- 1 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に存するし尿処理場の処分に関する経費については、次の各号に定める割合により組織市が負担する。
 - (1) し尿処理施設に現に存するし尿及び汚での処分に関する経費については、組合の議会の議決を経て定める割合
 - (2) し尿処理施設の処分に関する経費については、均等割

附 則 (平成4年8月5日4総行地第383号)

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成18年8月18日18総行市第328号)

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に組織市(組織市が他の地方公共団体と組織している一部事務組合を含む。以下同じ。)が設置及び管理をしている焼却施設の経営に関する事務については、この規約による改正後のふじみ衛生組合同規約第3条の規定にかかわらず、それぞれ当該組織市において処理する。
- 3 組合が建設する焼却施設の供用が開始されるまでの間、組合のごみ処理場で処理する廃棄物は、可燃物を除くものとする。

附 則 (平成19年1月30日18総行市第838号)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、組織市における任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後のふじみ衛生組合同規約第10条の規定は適用せず、この規約による改正前のふじみ衛生組合同規約第10条の規定は、なおその効力を有する。